

バイ・ドール報告受付システム 説明会資料 2019年5月

日本医療研究開発機構 知的財産部

1

「バイ・ドール報告受付システム」とは?



○<u>知財様式3~5</u>を、AMED知財部に提出するためのシステムで、平日の8時~22時稼働しています。
 ○各機関に発行するユーザIDは<u>1つ</u>です。知財様式を提出する部署が複数ある場合は共有をお願いします。
 ○従来のPrimeDriveによる提出は2019年7月までとさせていただきます。



2



〇事務作業の簡素化

- ・(知財様式3,4提出時に)AMEDにPrime Drive回収キーの発行を依頼する必要がなくなります。
- ・以前に入力した書誌事項を再利用でき、知財様式に書誌事項を入力する手間が低減されます。
 〇情報漏洩リスクの低減
 - ・電子メールに誤って知財様式 別紙を添付する等のヒューマンエラーによる情報漏洩がなくなります。







①4月1日に、各研究機関様に、ユーザID、E-mailアドレス、住所の登録を依頼するメールをお送りしています。 ※メールが届いていない研究機関の方は、<u>bayhdole@amed.go.jp</u>までご連絡ください。

②ユーザID、E-mailアドレス、住所のご登録をいただいた研究機関様には、システムにアクセス可能な「ユーザID」 「仮パスワード」を、順次、郵便書留でお送りします。

③「AMED BayhDole <u>bayhdole@amed.go.jp</u>」から、ご登録 いただいたE-mailアドレスに届く「ユーザー登録確認メール」の URLをクリックしてください。

④「ユーザー登録確認」画面に遷移しますので、 パスワードの変更、秘密の質問の設定をお願いします。

※パスワード、秘密の質問とも、変更可能です。

<パスワード設定時の注意> ・8文字以上でお願いします。 ・大文字、小文字、数字、記号のうち 少なくとも3種類を含める必要があります。

	[AMED BayhDole]ユーザー登録確認	
2	このメールの返信先: AMED BayhDole	
「AMED/バイ・	イ・ドール報告受付システム」にご登録頂きまして誠にあ	りがとうございます。
ご本人様確認	認のため、下記URLへアクセスし本登録を完了させて	下さい。
https://www.b	/.bayh-dole.ip.amed.go.jp/confirm-register/42ML9aAyz9	PnX5pkKZQ8P
※お使いの♪ その場合は、 直接⊐ビー∛	ジールソフトによってはUNLが途中で改行されることが は、最初の「https://]から末尾の英数字までをブラウザ(ー&ペーストしてアクセスしてください。	^{まいます。} URLをクリック
本メールへの	の返信は不要です。	
※当メールは このままご逃	は送信専用メールアドレスから配信されています。 「返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください	.Y _o
※当メールに	に心当たりの無い場合は、誠に恐れ入りますが <u>破棄し</u>	て頂けますよう、よろしくお願い致します。
国立研究開発	発法人日本医療研究開発機構	-ザー登録確認」メール

ユーザー登録確認		
「*」のけいている酒月什必須入力課	「ユーザー登録確認」画面	登録
現在のバスワード *	in C 3 •	
パスワード *		
パスワード再入力 *		パスワードは8文字以上で、大文字、小文字、 数字、記号のうち少なくとも3種類を含める必
秘密の質問 *	あなたの高校の所在地はどこですか?(都市名を記入。)	要があります。
質問の答え *		4

ログイン方法



以下URLICアクセスしていただき、ユーザIDと 変更いただいたパスワードをご入力ください。

※「ユーザー登録確認」画面でパスワードを変更いただくと、 そのままログイン画面に遷移します。

URL: <u>https://www.bayh-dole.ip.amed.go.jp/</u>

2段階認証の画面に遷移しますので、 設定した「秘密の質問」をご選択いただき、 回答を入力してください。

	ログイン	
םו ע -ב		
バスワード		
C	ログイン	

トップ画面→やりたいことの選択





発明等報告(知財様式3)の提出方法①



課題一覧から、発明等報告(知財様式3)を提出したい課題を選択します。 リストから選択していただくか、検索機能(課題番号、課題名(部分一致)での検索が可能)で検索していただくことが可能です。

100 トップ	課題		?	検索
ダッシュボード	課題を	クリックすると、該当の研究開発課題の閲覧、発明等報告の	D新規作成・修正ができます。	1
発明等報告の提出 1 知的財産権出願報告の提出	10	▶ 全 4 件中 1 - 4 件目表示 □再委託の研究課題	を表示する 課題番号	、課題名での検索が可能
知的財産権出願後状況通知の提出	1	[14ae0101002h0004]		絞り込み
🧾 バイ・ドール報告管理		[14ae0101002h0004] 受託機関株式会社△△△△ /佐藤 花子 山田 太郎	/ 遺伝子治療用のベクターを患者に適用す	2
提出状況一覧		ための、物質Aを用いた高効率DDSシステムの開発		
💭 ユーザー管理	2	[14ag0101003h0005]		
ユーザー <mark>情</mark> 報変更		[14ag0101003h0005] 受託機関株式会社△△△△ / 山田 太郎 佐藤 花子 自動的に判定するA I の開発	<u>/ 患者のゲノム情報から、最適な抗がん剤</u>	<u>*</u>
	3	[14ag0101004h0006]		7

発明等報告(知財様式3)の提出方法2)



🕐 トップ	研究開発課題			
ダッシュボード 発明等報告の提出	※「知財担当者情報」の修正時に用いる			
発明等報告の提出 知的財産権出願報告の提出 知的財産権出願後状況通知の提出	■課題管理 研究課題番号、委託先機関名、事業名、プログラム名、研究開発課題名が記載。			
	研究開発担当者			
「□」バイ・ドール報告管理	「所属・役職」、「氏名」が記載。			
	知財担当者情報			
提出状況一覧	「所属・役職」、「氏名」、「電話」、「FAX」、「知財担当者E-mail」が記載。			
	(知財様式3)発明等報告			
🔬 ユーザー管理	提出時は「新規作成」をクリック! 新規作成			
ユーザー 情報変更	ステータス 発明等名称 提出日 提出者所属			
	銀告済み よう は 広子治療用 ベクター送達 に最適化され た言効率DDS 組成物 組成物			

発明等報告(知財様式3)の提出方法3)





知的財産権出願報告(知財様式4)の提出方法①



課題一覧から、知的財産権出願報告(知財様式4)を提出したい課題を選択します。 リストから選択していただくか、検索機能(課題番号、課題名(部分一致)、研究開発担当者等での検索が可能)をご利用ください。

		/
לעא 🚯	検索結果リスト	? 検索
ダッシュボード 発明等報告の提出 知的財産権出願報告の提出 2 知的財産権出願後状況通知の提出	50 ♀ 3 件中 1 - 3 件目表示 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	、研究開発担当者等での検索が可能 された高効率DDS組成 研究開発担当者
■ バイ・ドール報告管理	▼ 様式4 (1)	氏名 (2) 氏名 (2)
提出状況一覧	2 <u>【14ag0101003h0005】 がん患者のゲノム情報から最適な訪</u> 知能	氏名 (1) 15 (1)
🔬 ユーザー管理	確定済み 2019-01-08 / 受託機関株式会社△△△△ / 氏 名 ▼ 様式4 (1)	
ユーザー情報変更		
	[14ag0101004n0006] 思者のケノム情報を活用して得られ 価の算定について	いこ研究成果の帰属と対

知的財産権出願報告(知財様式4)の提出方法2





知的財産権出願報告(知財様式4)の提出方法③



	(知財様式4)知的財産権出願報告
ダッシュボード 発明等報告の提出 知的財産権出願報告の提出 知的財産権出願後状況通知の提出	提出者 「所属 役職」、「氏名」、「メールアドレス」、「電話番号」、「提出日」を入力。 本委託研究開発の知的財産担当者等 委託研究開発 出願
直 バイ・ドール報告管理	- 「権利の種類」、「出願国・地域」、「出願番号」、「出願年月日」、「発明等の名称」、「出願人」、「発明者等」、 「優先権主張」、「特許法30条適用」等を 入力 。
提出状況一覧	AMED知財相談 (Medical IP Desk)における支援希望 「相談内容」、「自由記入欄」、「補足調査の支援希望」を入力。 ①書誌事項を入力/確認してください。
🧟 ユーザー管理	
ユーザー <mark>情</mark> 報変更	 (1)共同出願人の場合は、添付書類に死展です。 (2)国内出願である場合は、出願プルーフの願書、明細書、請求の範囲、図面の写し。 (3)PCT国際出願である場合は、願書、受領書、明細書、請求の範囲、図面の写し。 (4)PCT国際出願の日本国内書面の提出である場合は、国内書面、出願番号通知の写し、該当する場合は、日本語翻訳文の写し、PCT19条又は34条補正書の写しを提出して ください。
	(5)計画出願(PCT国際出願の日本国外社の国内書面の提出を含む。)である場合は、出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、 新規ファイル追加
②出願内容を記載した書類	頃を添付してください。 12

知的財産権出願後状況通知(知財様式5)の提出方法①



課題一覧から、知的財産権出願後状況通知(知財様式5)を提出したい課題を選択します。 リストから選択していただくか、検索機能(課題番号、課題名(部分一致)、研究開発担当者等での検索が可能)をご利用ください。

		/		
🕐 トップ	検索結果リスト	?	検索	
ダッシュボード 発明等報告の提出 知的財産権出願報告の提出	50 ✔ 全 2 件中 1 - 2 件目表示 1 【JP2017-602211】 2019-01-0	8日本	¥だり込み	
3 知的財産権出願後状況通知の提出	報告済み 特許権 受託機関株式会社△△△		研究開発担当者	
(二) バイ・ドール報告管理	2 [JP2015-612002] 2019-01-0	8日本	氏名 (1) 氏名 (1)	
提出状況一覧	報告済み 特許権 受託機関株式会社△△△	70		
🧕 ユーザー管理	課題	番号、課題名、研究開	┃ 発担当者等での検索が可能	
ユーザー情報変更				

知的財産権出願後状況通知(知財様式5)の提出方法2)





知的財産権出願後状況通知(知財様式5)の提出方法③





提出状況一覧の確認方法



各課題について、知財様式4、知財様式5の提出状況が一覧で表示されます。

רעל 🕐	検索結果リスト ?	検索
ダッシュボード 発明等報告の提出 知的財産権出願報告の提出	50 ✓ 全 3 件中 1 - 3 件目表示 1 【14ae0101002h0004】遺伝子治療用ベクター送達に最適化された高効率DDS組成	絞り込み
知的財産権出願後状況通知の提出	物 報告済み 2019-01-08 / 氏名 ▼様式4 (1)	研究開発担当者 氏名(2)
提出状況一覧 4	2 【14ag0101003h0005】 がん患者のゲノム情報から最適な抗がん剤を選択する人工 知能	氏名 (1)
▲ ユーザー管理	確定済み 2019-01-08 / 氏名 ▼様式4(1)	
ユーザー情報変更	3 <u>【14ag0101004h0006】患者のゲノム情報を活用して得られた研究成果の帰属と対</u> <u>価の算定について</u> <u>報告済み</u> 2019-01-08 / 氏名 ▼ 様式4(0)	

ユーザー情報変更の方法



パスワード、ユーザー名、メールアドレスを変更することが出来ます。 ※ユーザーID、グループは変更することができません。

רעא 🚯	ユーザー更新申請	
ダッシュボード 発明等報告の提出 知的財産権出願報告の提出 知的財産権出願後状況通知の提出	「*」の付いている項目は必須入力 ユーザーID *	変更申請 2段階認証登録解除 承認済み ユーザ登録申請 2箇所です。 ②「変更申請」を押してください。 san_001 580 580 580
■ バイ・ドール報告管理	パスワード *	ユーザーIDは8文字以上で入力してください。 パスワードは8文字以上で、大文字、小文字、 数字、記号のうち少なくとも3種類を含める必
提出状況一覧	パスワード再入力 *	要があります。
↓ ユーザー管理		①変更したい項目を入力してください。
ユーザー情報変更 5	グループ *	受託機関株式会社△△△△
	ユーザー名 *	
	メールアドレス *	san_001@maru.example.com
	メールアドレス再入力 *	san_001@maru.example.com

ご注意いただきたい事項① 知財様式7の提出



4

18

- AMED委託事業の成果として得られた知的財産を移転する場合は、事前にAMEDの承認が 必要です。例えば、海外への技術流出のおそれがある場合等、AMEDが移転の承認をしな いケースもあり得ますので移転を行う前に必ず知財様式7による手続をお願いします。
- なお、知財様式7が提出されないまま知的財産を移転した場合、バイ・ドール報告受付システ ムの設定変更ができず、移転先の研究機関が知財様式4(特許出願の報告)等を提出できま せんので、御注意ください。
- また、以下のケースは知財様式7の提出が必要ですが、特に忘れやすいケースですので、御 注意ください。

(ケースB)

知財様式7の提出が必要です。

持分の一部のみを第三者に譲渡(移転)する場合であっても、

(ケースA)

研究者の発明を機関側が承継しなかった場合でも、発明を 第三者に譲渡(移転)する場合、知財様式7の提出が必要です。



ご注意いただきたい事項② 産業技術力強化法改正への対応



産業技術力強化法における日本版バイ・ドール規定の条文番号が変わりました。 <u>19条→17条</u>

これまでは、日本版バイ・ドール規定の適用を受けて特許出願をする場合・・・

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

平成30年度、AMED委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願

今後(2019/4/1~)は、日本版バイ・ドール規定の適用を受けて特許出願をする場合・・・

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

平成30年度、AMED委託事業、産業技術力強化法<u>第17条</u>の適用を受ける特許出願

分割出願・変更出願等についても、現実の出願日で判断します。 平成何年度の課題であったか、成果が創出されたタイミング等は関係しません。

【参考: 経済産業省HP】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/bayh_dole_act.html



AMEDに対するバイ・ドール手続や、バイ・ドール報告受付システムについて、お問い合わせが ございましたら、以下にご連絡ください。

お問い合わせの例: ・バイ・ドール報告受付システムにアクセスできない ・バイ・ドール報告受付システムの使い方が分からない ・提出したはずの知財様式のデータが登録されていない

また、ご要望があれば、各機関に訪問し、個別にバイ・ドール受付システムの説明を行います。



※)知的財産、AMED成果に関する導出・パートナリングの相談、支援依頼等も受け付けています。
 ※)AMED知的財産部のバイ・ドール報告に関するホームページもご参照ください。
 https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/toriatsukai.html
 or